

区立学校版

感染症予防ガイドライン

(新型コロナウイルス感染症)

令和4年12月19日改訂 Ver.16

品川区教育委員会

目次

～本ガイドラインについて～	i
Ver.15 からの主な改訂点	i
感染症対策に関する基本的な考え方	1
1 活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク（不織布）の着用	2
2 3つの「密」を避ける.....	5
(1) 常時換気の徹底	5
(2) 身体的距離	5
3 正しいタイミングと正しい方法での手洗いを徹底	6
4 定期的な清掃と消毒の実施.....	7
5 児童・生徒、保護者、教職員の健康観察.....	13
(1) 児童・生徒の健康観察.....	13
(2) 児童・生徒等と同居する家族などの健康観察の依頼	13
(3) 教職員等（外部人材を含む）の健康管理の徹底	13
I 学校運営編	15
1 感染症予防策の徹底	15
(1) 幼児・児童・生徒への指導	15
(2) 連絡体制・衛生管理の徹底	15
(3) 感染症対策チェックリストの活用	16
2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策.....	17
(1) 登校時の健康状態の把握.....	17
(2) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備	17
(3) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応	17
(4) ごみの分別	18
(5) 水道や冷水器で水を飲む際の注意	19
3 感染症対策を徹底した教育活動	21
(1) 基本的な考え方	21
(2) 学校運営上の重点項目.....	21
(3) オンライン教育の活用.....	22
(4) 教育活動上の留意点.....	22
(5) 部活動を実施する際の留意点	26
(6) 教育活動の実施に当たっての配慮事項.....	28
(7) 熱中症の防止	31

4 登校の判断	32
(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について	32
(2) 海外から帰国した児童・生徒等について.....	32
(3) 児童・生徒等および同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときについて	32
(4) 感染症の予防や不安により、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について	32
5 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い	34
(1) 児童・生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い.....	34
(2) 副反応が出た場合の児童・生徒の出欠の取扱い	34
(3) ワクチン接種に関連した差別やいじめの防止	34
(4) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点	34
6 実施する教育活動等について	35
(1) 学習活動・学校行事について	35
7 緊急事態宣言期間中の教育活動について	36
(1) 学習活動について	36
(2) 学校行事について	36
(3) 部活動について	37
(4) 特別支援教室等について.....	37
8 まん延防止等重点措置期間中の教育活動について	37
II 臨時休業編	38
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	38
(1) 感染の疑いがあると判明した場合	38
(2) 感染者が判明した場合.....	39
(3) 学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業の基準.....	40
2 地域の感染状況を踏まえた対応	41

添付資料

- ・ [学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル](#)
 ~「学校の新しい生活様式」~ (2022.4.1 Ver.8 文部科学省)
- ・ [新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】](#)
 ~学校の「新しい日常」の定着に向けて~ (令和4年12月6日 改訂版ver5 東京都教育委員会)

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や都の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を踏まえ、品川区教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。また、感染状況は常に変化するため、今後発出される区の通知をもとに最新の情報にて学校運営を行うようお願いいたします。

Ver.15からの主な改訂点

感染症に関する基本的な考え方

- 1 マスクの着用場面（不要な場面）についての記述を追記

I 学校運営編

- 2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

- (1) 登校時の健康状態の把握

健康観察票の扱いを変更(p.17)

- 3 感染症対策を徹底した教育活動

- (4) 教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

リスクの低い活動の例を更新(p.22)

オ 学校給食および昼食

喫食中の会話の在り方について追記(p.24)

- 4 登校の判断

- (2) 海外から帰国した児童・生徒等の対応について

厚生労働省の検疫措置に従うよう記載内容を変更(p.33)

- 6 実施する教育活動等について

- ・(2)～(4)の一覧を削除

感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の実施に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

また、10歳未満、若年層を含めてあらゆる世代が感染によるリスクを有しており、自分の身は自分で守るという意識を、学校に関わる一人一人がより一層強くもたなくてはならない。

基本的な感染症対策の徹底

感染力が高いとされる変異株においても、基本的な感染症対策は有効であり、学校での感染拡大を防止するためには、基本的な感染症対策の徹底、児童・生徒、教職員の健康観察の実施、保護者と連携した対策の推進が必要である。

- 活動場所や面に応じた メリハリのあるマスク（不織布）の着用
- 3つの「密」（密閉・密集・密接）の一つ一つを確実に回避することを徹底
 - ・ 換気の悪い密閉空間
 - ・ 多くの人々が密集している状況
 - ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為
- ※ 3つの「密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避することはもちろん、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい
- 正しい手洗いや手の消毒などの基本的な感染症対策を徹底
- 児童・生徒、保護者等や教職員の健康観察の徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動5か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

学校に関係する一人一人の意識を高めるためにチェックリストを活用する。

感染症基本行動5か条

- 1 活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク（不織布）の着用
- 2 3つの「密」を徹底的に回避するため換気の徹底と距離の確保
- 3 正しいタイミングと正しい方法で手洗いを徹底
- 4 定期的な清掃と消毒の実施
- 5 健康観察の徹底

1 活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク（不織布）の着用

屋外においては、人との距離が確保できる場合、または、人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないよう場合はマスクの着用は必要ない。

屋内においても、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないよう場合はマスクの着用は必要ない。

マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要である。さらに、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、不織布マスクを着用する。ただし、特別な配慮を要する児童・生徒で、不織布マスクは着用できないが、布マスクであれば着用ができる場合、布マスクの着用を行う。活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行う。マスク着用時は鼻と口を覆って着用する。会話時には必ずマスクを着用し、マスクをずらしての会話など、マスクを正しく着用せずに会話を行うことは避ける。正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページを参考にする。



(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクで対応する。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導する。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導する。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒等の健康状態に常に注意を払う。

なお、児童・生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

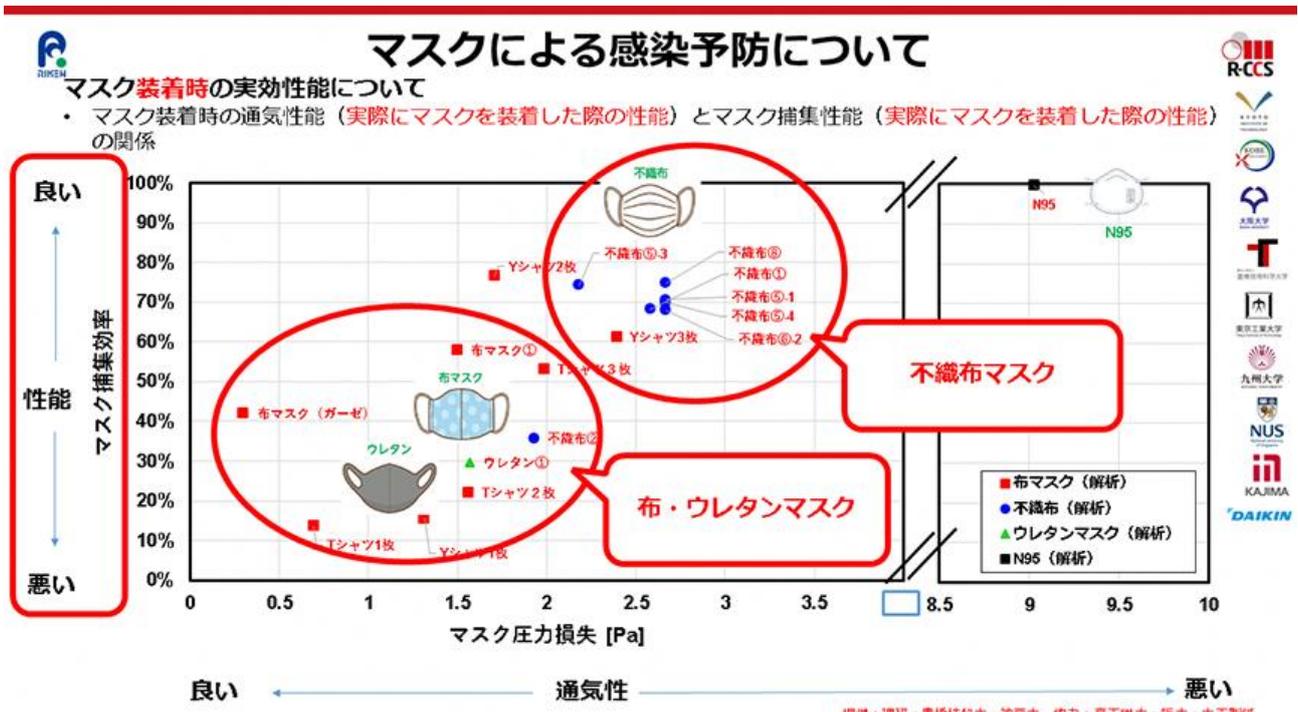
「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布またはビニール袋

正しいマスクの着用



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)



(出典：坪倉誠教授(理化学研究所/神戸大学)作成資料を基に内閣官房作成)

マスクについて

<マスクの効果>

マスクには、鼻と口を覆うことで、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぎ、ウイルス等を人に感染させるリスクを減らす効果があります。症状がない感染者（不顕性感染）もウイルスを人に感染させる可能性はあるため、学校のように多くの児童・生徒等や教職員等が集まる場所では、マスクを正しく着用することにより感染拡大を防ぐ効果があります。

マスクの素材ですが、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ちます。次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があります。もちろん、人の顔の形は千差万別ですので、同じ素材のマスクの間でも、自分の顔にぴったりとフィットしているマスクを選ぶことが重要です。また、マスクのフィルターの性能や布の厚さなどによっても差が出ます。

<マスクを着用する際の注意事項>

- ・屋外においては、人との距離が確保できる場合、または、人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合はマスクの着用は必要ありません。
- ・屋内においても、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合はマスクの着用は必要ありません。
- ・マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合等は、換気や互いに距離を保つなどの感染予防策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。

※体育の授業におけるマスクの着用については、3（4）イ（p.23）を参照

- ・マスクのフィルターには病原体が付着している可能性があるため、使用中はあまり触らないようにします。体育の授業や食事等で外す場合も、できるだけ表面には触らないようにし、布で挟んだり、ビニール袋に入れたりして保管します。マスクを外した後は、流水と石けん（ハンドソープ）で手を洗います。

<指導に当たって>

- ・児童・生徒等が、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるよう指導します。
- ・マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮が必要であり、そのことを保護者にも周知する必要があります。

アイガード、フェイスシールドについて

<着用場面>

- ・マスクを付けていない児童・生徒等に近い距離で接する場合は、目の粘膜を飛沫から防護するためにアイガードを導入します。飛沫を浴びる可能性が高い場合は、フェイスシールドを着用します。
- ・特に、食事や歯磨き、入浴介助の場合は、食事介助者のフェイスシールドの着用を徹底しましょう。
- ・お互いがマスクを付けている場合、教室で教員がアイガードやフェイスシールドを使用する必要はありません。

2 3つの「密」を避ける

学校においては、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの「密」を避ける必要がある。このため、まずは換気の徹底と身体的距離の確保が重要である。

(1) 常時換気の徹底

- 換気を行うため、教室のドアは常時開放し、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、リスクは上がるものの困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けて行う。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。
冬場の寒い場合には、10cmでも窓を開けると空気の流れができ換気ができる。
- 換気設備を設置している教室や武道場等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機（サーキュレーター）等を常時使用して扉を開放し強制換気を行う。十分な換気を行い空気のこもった空間とならないよう注意する。
- 換気の指標として、CO₂測定器により二酸化炭素濃度を計測するなどし、適切な換気に努める。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じる。
- 冬季における換気は、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期だが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。

(2) 身体的距離

児童・生徒等同士の間隔は、2mの距離（最低でも1m）を確保し、対面とならないよう対策を講じる。



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

※子どもたちの感染状況と学校の感染症対策に係る感染症専門家の動画（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/topics/2021/20210423.html

https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/topics/2021/20210510.html



3 正しいタイミングと正しい方法での手洗いを徹底

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導する。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いをを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じる。

手洗いがすぐにできない状況では、アルコールは、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化するものであることから、アルコール消毒液も有効である。手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合などには、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。また、手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」（「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの）を使用する。

※アルコールに過敏な方は使用を控える。

※手洗いの後、さらに消毒液を使用する必要はありません。

※蛇口を使い終わったら、蛇口の表面を水で洗い流してから次の人に譲るよう指導する。

※石けんは液体石けんが望ましい。（「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省、公益財団法人日本学校保健会発行）

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※児童・生徒が周囲に多数いる学校におけるうがいは、唾液を吐くことによる新型コロナウイルスの飛沫感染の恐れが生じるので、推奨されていない（家庭内でのうがいを推奨しないものではない。）。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C_BS-0



（出典：首相官邸 HP・厚生労働省）

4 定期的な清掃と消毒の実施

- 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することが重要である。
- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備する。
- 管楽器などで唾液がつくような活動をする場合、教室内ですぐに手指消毒ができるようにアルコール消毒薬を近くに設置する。
- 固形、液体を問わず、石けんの衛生管理を定期的に行う。例えば、固形石けんでは、定期的にネット・石けんを変えるようにする。液体石けんでは、容器の中身を詰め替える際は、残った石けんは捨て、容器をよく洗い、乾燥させてから、新たな石けんを詰めるようにする。
- 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、1日1回程度消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、一部の界面活性剤）を浸した布巾やペーパータオルを用いて清拭する。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで消毒に代替することも可能である。消毒作業中は換気を十分に行い、目、鼻、口などを触らないようにする。また、教室には感染症対策チェックリストを設置し、消毒を行った日時を記録する。なお、児童・生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- 長期使用による消毒効果の減退を防ぐ必要があるため、消毒薬等に記載されている使用期限に注意する。（使用期限が記載されていない場合や交換頻度についてはメーカーに問い合わせてください。）
- 消毒については、8～12 ページの内容を参照する。
- その他の学校施設管理について、以下の対応に留意する。
 - ・長期休業後など残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど、配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保する。なお、残留塩素が消失した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談する。
 - ・水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓（1か所）で残留塩素濃度を確認し、記録を残す。

学校における日常的な消毒の方法について

<消毒薬等について>

物の表面の消毒には、消毒用エタノールや 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、家庭用洗剤（界面活性剤を含む。）などを使用する。

※消毒を行う際は、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・産業労働省・消費者庁特設ページ）を参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html



<消毒等の方法と注意事項>

- 容器には「消毒用エタノール」「次亜塩素酸ナトリウム消毒液」等を明記する。
- 児童・生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物を、1日1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて洗浄する。
- 換気を十分に行い、消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らない。
- 消毒薬等の使用期限に注意し管理する。

消毒用エタノール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 布等に含ませ、消毒対象を拭き、乾燥させる。 ・ 揮発性が高く、引火しやすいため、電気のスイッチ等への直接の噴霧は、故障や引火の原因になる。 ・ 手指消毒用の消毒薬には保湿成分が入っているので、物の表面の消毒には使用しない。
次亜塩素酸ナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず手袋を着用して使用する。手指消毒には使用しない。 ・ 色落ちしやすいものや腐食の恐れがある金属等には使用しない。 ・ アルカリ性が強く、変色や腐食を起こす場合があるため、拭いた後は必ず清潔な布等を用いて水拭きし、乾燥させる。 ・ 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、作り置きはしない。 ・ 健康に害を及ぼす可能性があるため、噴霧は絶対に行わない。 ・ 児童・生徒等には、次亜塩素酸ナトリウムを扱わせない。

<0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方>

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例である。
商品によって濃度が異なるため、以下を参考に薄めて使用する。



メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

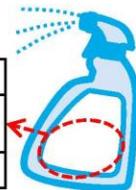
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

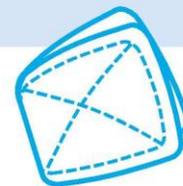
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性
正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどに付けて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）

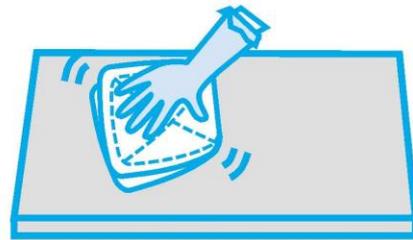


(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

注意！
次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用方法

拭き掃除には、有効塩素濃度80ppm以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものをを使う場合、有効塩素濃度100ppm以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としおきましょう。

②拭く対象物に対して十分な量を使用すること

用法・用量を守りましょう。



③きれいな布やペーパーで拭き取る

20秒反応させた試験を行い有効性を確認しています。

安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸性の製品やその他の製品と混合・併用しないでください。
- 眼や皮膚についたり、飲み込んだりしないよう、注意してください。
- 「次亜塩素酸ナトリウム」を水で薄めただけでは、「次亜塩素酸水」になりません。

効果的に使うためのポイント

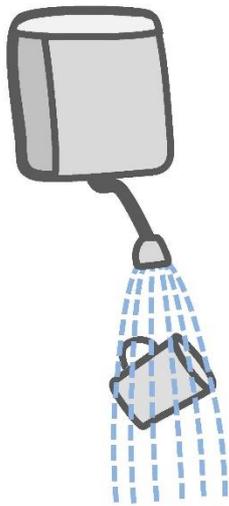
- 使用の際は、酸性度（pH）・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いため、汚れを落としてから使用してください。
- 紫外線に弱いため、遮光性のボトル等を使用し、冷暗所に保管しましょう。

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度35ppm以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水を消毒したいモノに対して掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

20秒反応させた試験を行い有効性を確認しています。

③表面に残らないよう、きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いため、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>
なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。

5 児童・生徒、保護者、教職員の健康観察

(1) 児童・生徒の健康観察

ア 児童・生徒の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を行う。

イ 咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指導する。

(2) 児童・生徒等と同居する家族などの健康観察の依頼

ア 感染症対策の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を行っていただく。

イ 日本小児科学会の調査によると子どもへの感染は約8割が家族からとなっている。保護者の方を含む家族全員が感染症対策をしっかり行い家庭内に感染を持ち込まないことが大変重要であるとされている。

ウ 児童・生徒等と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策を依頼する。

エ 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼する。

- ・毎朝の検温
- ・検温結果と健康状態について健康観察票に記載
- ・健康観察票において何らかの症状が見られる場合は無理をせずすぐに休養させる（症状については主治医等に相談すること。）
- ・マスクの準備と着用
- ・家庭内において体調不良者がいる場合などについてもマスクを着用する

オ 校長は、児童・生徒等が発熱、せき、のどの痛みなどの症状がある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼する。

(3) 教職員等（外部人材を含む）の健康管理の徹底

ア 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒等と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗いや正しいマスクの着用（不織布マスク）、健康管理等の感染症対策を一層徹底して実施する。

イ 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは無理せず自宅で休養する。

ウ 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック票」に検温結果等を記録すること。この際、オンラインを活用したり、体温を記録できるアプリを利用したりすることも可能である。

エ 校長は、毎日、教職員等の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は

記録を保管する。

- オ** 勤務時間外においても、3つの「密」が想定される場所、特に3つの「密」が同時に重なる場所を避け、それぞれの密一つ一つについても避ける。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。
- カ** 大人数での飲食、飲酒や大声での会話などが行われる集まりは避けるなどリスクの高い活動は注意する。
- キ** 勤務中に体調が悪くなり、すぐに帰宅することが困難な場合や直ちに医療機関を受診できない場合等に抗原定性検査キットの活用も可能である。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒への指導

区立学校・幼稚園（以下「学校」という。）は、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、以下の内容を指導する。

ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm



イ 新型コロナウイルスワクチンに関する正しい知識の啓発

都教育委員会が小学生・中学生向けに、新型コロナウイルスワクチンに関する正しい知識や、接種に関する情報をまとめた啓発用リーフレットを作成している。

※新型コロナワクチンに関するリーフレット

「新型コロナウイルス感染症にもインフルエンザにも気をつけて！」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/leaflet_covid19_flu.html



こうした資料を活用し、保健の学習内容と関連付けるなどして、生徒が感染症の予防やワクチンについて正しい知識を身に付けられるよう指導する。なお、指導に当たっては、ワクチン接種は任意であり強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人もおり、その判断は尊重されるべきであることを併せて生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

(2) 連絡体制・衛生管理の徹底

ア 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備する。

イ 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努める。

(3) 感染症対策チェックリストの活用

感染症対策の徹底を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策（変異株対応）チェックリストについて」のチェックリストを活用する。児童・生徒への指導とともに、保護者へ感染症対策の徹底を呼び掛ける。また、学校における感染症対策の実施状況を改めて確認する。

令和3年12月

変異株にも
要注意！

新型コロナウイルス感染症対策

小学生のみなさんへ

できていたらチェック✓を入れましょう

- 毎日、登校前に体温をはかっていますか？
- 登校後、給食の前、休み時間の後に手洗いをしていますか？
- マスク^{※1}で鼻と口をおおっていますか？
- 給食時は、準備や片付け、食べているときもおしゃべりしないようにしていますか？
- 友達と遊ぶときには、くっつかないように気を付け^{※2}、遊び終わったら手洗いをしていますか？
- 自分や家族の体調がよくないときは、学校を休んでいますか？
- 下校時は、よりみちないで家に帰っていますか？
- 学校から帰ったら、すぐに手洗いをしていますか？
- おかしの回し食べや、ジュースの回し飲みをしていませんか。

気を付けましょう！

熱っぽいときや、かぜ気味のときに無理して登校しない。
食事の前や後に、マスクをしないでおしゃべりしない。
マスクを外しておしゃべりしながら下校しない。

※1 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。(文部科学省)
品質の種かな、できれば不織布を服用してください。(厚生労働省)

※2 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けることを推奨しています(文部科学省)

令和3年12月

変異株にも
要注意！

新型コロナウイルス感染症対策

中学生のみなさんへ

できていたらチェック✓を入れましょう

- 毎日、登校前に検温していますか？
- 登校後、昼食の前に手洗いをしていますか？
- マスク^{※1}で鼻と口をおおっていますか？
- 昼食時は、配膳・下膳、食事中もおしゃべりしないようにしていますか？
- 友達と遊ぶときには、距離をとり^{※2}、遊び終わったら手洗いをしていますか？
- 学校が終わったら、まっすぐ家に帰っていますか？
- 自分や家族の体調がよくないときは、学校を休んでいますか？
- 部活動の後、寄り道せずに帰宅していますか？
- 帰宅後、すぐに手を洗っていますか？
- おかしの回し食べや、ジュースの回し飲みをしていませんか。

気を付けましょう！

食事の前後など、マスクをせずに会話しない。
部室や更衣室を大人数で利用しない。
熱っぽいときや、かぜ気味のときに無理して登校しない。
放課後や休みの日に、友達とカラオケや、飲食店に行かない。

※1 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。(文部科学省)
品質の種かな、できれば不織布を服用してください。(厚生労働省)

※2 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けることを推奨しています(文部科学省)

令和3年12月

変異株にも
要注意！

新型コロナウイルス感染症対策

保護者のみなさまへ

できていたらチェック✓を入れましょう

- 毎日、お子様は登校前に検温していますか？
- お子様いつもと違った様子はありますか？
- 御家族も一緒に健康観察していますか？
- 発熱等がある場合は登校や出勤を控えていますか？
- 具合が悪い時は、早めに病院を受診していますか？
- お子様はマスク^{※1}を着用していますか？
- お子様は手洗い用のハンカチを携帯していますか？
- 子どもだけで友達の家に遊びに行かせていませんか？
- おやつを回し食べしないようお子様に話していますか？

気を付けましょう！

複数の家族で会食やお泊り会をしない。
お子様や同居する御家族の具合が悪いときは、登校させない。
御家族の体調がすぐれないときは、外出しない。

※1 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。(文部科学省)
品質の種かな、できれば不織布を服用してください。(厚生労働省)

※2 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けることを推奨しています(文部科学省)

令和3年12月

変異株にも
要注意！

新型コロナウイルス感染症対策

学校の対応

学校名： _____

- 登校時、児童・生徒の検温、健康観察を実施している。
- 教職員の健康チェックを毎日実施している。
- 授業でオンラインを活用する等、密回避や児童・生徒間の間隔を確保する準備を整えている^{※2}
- 教室等の常時換気を行っている。
- 教職員はマスク^{※1}を正しく着用している。
- マスク^{※1}の正しい着用方法を指導している。
- 学校行事等はオンラインを活用するなど工夫している。
- 昼食時は、黙食を徹底するよう指導している。
- 学校活動では、密にならないよう指導している。
- 部室や更衣室の見回り指導を実施している。
- 寄り道せず帰宅するよう下校指導を実施している。
- 希望する教職員のワクチン接種を促進している。

※1 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。(文部科学省)
品質の種かな、できれば不織布を服用してください。(厚生労働省)

※2 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けることを推奨しています(文部科学省)

2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒等の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

(1) 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒等に対して、毎朝、自宅で検温するよう指示し、健康観察票（別添様式を参考にすること）に記録、持参させる。または、健康観察表記載の項目についてオンライン等を活用し、登校前に送信させることにより、記録に替えることもできる。自宅での検温を忘れた児童・生徒には校内で検温を行い、健康観察票に記録する。在校時に体調不良を訴えた場合に、健康観察票の提出を求める。

なお、児童・生徒等に発熱等の風邪の症状や咳、発熱、息苦しさ等、感染が疑われる症状が見られる場合は、原則として出席停止の措置を取るとともに、医療機関を受診し、医師による判断が出るまでの間、自宅で休養するよう指導する。また、感染がまん延している状況にあるときに、同居の家族等に感染が疑われる症状がみられる場合にも、その症状がなくなるまでの間、児童・生徒等に出席停止の措置を取る。なお、登校するに当たっては、必要に応じて保護者が作成する「出席停止解除願い」等を提出することとし、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないよう留意すること（[令和4年8月1日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」](#)）。

(2) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備

校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築する。併せて、学校医・学校薬剤師等との連携を推進する。学校全体として、養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。

(3) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応

ア 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。

イ 発熱等の風邪の症状や咳、発熱、息苦しさ等、感染症が疑われる児童・生徒等については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒等とともに手洗いをした上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒等と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等。

※保健室は、外傷や心身の不調など、様々な要因で児童・生徒等が集まる場所であるため、発熱等の感染症が疑われる児童・生徒等が他の児童・生徒等と接す

ることのないように学校の施設の状況等に応じて対応する。

- ウ 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- エ 感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- オ 感染症が疑われる児童・生徒等が一時的に休養する場合は、拭き取り消毒が可能なビニール製の椅子等に休ませることで、拭き取り消毒が可能となる。
- カ 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧めるとともに受診の確認を行う。家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。
- キ 下校時など屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合、 または、会話をほとんど行わない場合にはマスクの着用は不要である。
※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- ク 下校後は、当該児童・生徒等が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。
- ケ 児童・生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則であるので、この対応を徹底する。そのうえで、すぐに帰宅することが困難な場合や直ちに医療機関を受診できない場合等における補完的な対応として、4年生以上の児童・生徒が抗原定性検査キットを使用することも考えられる。その際は、児童・生徒が自ら検体を取る検査の精度は低くなる可能性があること等を踏まえ、使用するか判断する。使用する場合には、事前に保護者の同意を得る。児童・生徒が使用する場合は、[「児童生徒が使用する際の留意事項」](#)（文部科学省通知）を確認する。また、抗原定性検査キットの使用は、受診に変わるものではないため、体調不良時は受診することが基本であることを徹底する。

(4) ごみの分別

- ア 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備することが望ましい。可能であれば、蓋付き足踏み式のごみ箱を使用し、何を捨てるごみ箱なのかごみ箱に明示する。
- イ ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみに出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。
- ウ 取ってのあるごみ箱は、蓋を開けっ放しにしておく、蓋を外す等の対応を行い、手で触る場所を減らすようにする。

(5) 水道や冷水器で水を飲む際の注意

- ア** 水道の蛇口や冷水器の飲み口に口を近づけると呼気があたり、感染リスクが高くなるため、直接口を近づけて飲まないよう指導する。また、冷水器の使用を中止するなどの措置を講じる。
- イ** 飲み水を入れた水筒を持参するよう家庭に協力を求めることも検討する。また、水筒の中身がなくなったら、水道等から水筒に注ぐよう指導する。
- ウ** 児童・生徒が周囲に多数いる学校における歯磨きやうがいは、唾液を吐くことによる新型コロナウイルスの飛沫感染の恐れが生じるので、推奨されていない（家庭内でのうがいを推奨しないものではない。）。

新型コロナウイルス対応 フローチャート（例）

家庭

▶ 検温、症状の確認と健康観察票の記入



- 発熱 咳 くしゃみ 鼻水 のどの痛み
腹痛 下痢 息苦しさ 強いだるさ 味覚・嗅覚の異常

1つでも☑がある

無理をせずに**自宅で休養し、
医療機関を受診する**
(出席停止とする)

☑がない

学校



- ・マスクを持参して登校（校舎内で着用する）
※登校時に他者と身体的距離が取れる場合、会話をほとんどしない場合、
気温が高いなど熱中症のリスクがある場合はマスク着用の必要なし
- ・健康観察票を持参

▶ 出席確認時に健康観察を行う

- 検温はしてきたか。
マスクは持参しているか

- ・検温
 ・予備の貸し出し などの対応

学校生活の中でも健康観察を継続

- 発熱 顔が赤い ぐったりしている 熱っぽい、悪寒 のどの痛み
咳 鼻水 いつもと違う様子 体調不良の訴え 強いだるさ
味覚・嗅覚の異常 ※アレルギー等で鼻水、咳等がある場合は保護者に確認

▶ 症状がある場合は、養護教諭等が検温・健康状態の聞き取りを行う

- 発熱
体調不良で授業が受けられない
風邪症状

発熱等の風邪の症状や咳、強いだるさ（倦怠感）等、感染が疑われる症状がある場合、他の人と接触しないよう、別室等に対応。対応者はマスク、手袋等を着用する。

管理職に報告

1つでも☑がある

▶ 保護者に**早退**の連絡（担任）

- ▶ 早退後の対応
- ・対応した部屋の換気と消毒
 - ・使用したマスク、手袋等の廃棄

3 感染症対策を徹底した教育活動

(1) 基本的な考え方

学校の教育活動に当たっては、子どもの「学びの保障」を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- 児童・生徒等一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、登校による学習と家庭学習を組み合わせ実施する。
- 学校教育は教師と児童・生徒との関わり合いや児童・生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであることを踏まえ、平常時から非常時を想定した備えをし、非常時にも学習を継続できるようICT環境を整備する。
- 一定の期間、児童・生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。

(2) 学校運営上の重点項目

ア 各学校の状況に応じた教室等における密集の回避

- 教室等においては、児童・生徒等同士の間隔をおおむね1mを目安に教室内で最大限確保できるようにし、可能な限り児童・生徒等同士が対面とならないよう留意する。
- その他の教室についても、床面積に応じて、上記に準じて判断する。

イ 職員室における感染症対策

- 職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね2m（最低1m）確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数や短時間で行うなどの工夫をするとともに、オンライン会議システム等を積極的に活用する。
- 距離を確保できない場合は不織布マスクを常時着用し、室内の換気を徹底する、また、アクリル板を活用する、昼食や飲食時には会話をしない等、徹底する。
- 昼食等の飲食時には大声での会話を控えるなどの対応を行う。
- 換気を行うため職員室等のドアは常時開放し、窓開けなどの換気は可能であれば常時、リスクは上がるものの困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、数分程度窓を全開にする。）2方向の窓を同時に開けて行う。
- 机上の物が多いと高頻度接触面が多くなり、加えて、陽性者となった場合、対象

- 者のデスクの周りの消毒が必要となるため、定期的に掃除し清潔な状態を保つ。
- 電話や穴あけパンチ等の共有物は、複数の人が触るため、手指消毒剤を付近に設置し、都度手指消毒ができるようにする。
 - 教科準備室や会議室のほか、委託業者や保護者、教育実習生などの控室といった職員室以外の部屋においても3つの「密」（密閉・密集・密接）を回避するなどの感染症対策を行う。
 - 換気の指標として、CO₂測定器により二酸化炭素濃度を計測するなどし、適切な換気に努める。

アクリル板等の設置について

人と人の対面が想定される場所（窓口や会議室、相談室、打合せスペース、図書室のカウンター等）においては、対面者からの飛沫感染を防止するために、それぞれの窓口等の状況により、必要性に応じて各職場において判断し実施してください。



(3) オンライン教育の活用

学級・学年閉鎖を見据えて、児童・生徒等の学びを止めないという視点に立ち、**感染状況に応じて**、登校による学習、オンデマンド型・同時双方向型のオンライン学習、家庭学習等を組み合わせるなど、児童・生徒等の学習の保障を図っていく。

(4) 教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教職員等および児童・生徒等は、活動場面や活動場所に応じたメリハリのあるマスクの着用を行うことを基本とし、飛沫感染の防止に努める。

【参考】マスク着用の考え方

	身体的距離(2m以上を目安)が確保できる		身体的距離が確保できない	
	屋内 ^{※1}	屋外	屋内 ^{※1}	屋外
会話を行う	着用を推奨する ^{※2}	着用の必要はない ^{※3}	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない ^{※3}	着用を推奨する	着用の必要はない ^{※3}

※1 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など ※2 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は、外すことも可能 ※3 夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」の場面で、マスクを外すことを推奨

マスク着用の必要がない場面

- <屋外>・人との距離が確保できる場合
 (例) 離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
 ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
 (例) 屋外で行う教育活動(自然観察・写生活動等)
- <屋内>・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
 (例) 個人で行う読書や調べたり考えたりする学習
- <学校生活> 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

(参考「[マスク着用について](#)」厚生労働省・文部科学省)

- 実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒等同士の貸し借りはしない。器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
 - 感染状況に応じて、飛沫感染の可能性が高い例示のような活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避け、リスクの低い活動から実施する。
- (例)
- ・グループや少人数等による話し合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。また、オンラインによる意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。
 - ・理科の観察は、児童・生徒が対面で着席をしたり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。実験は、密接を防ぐため、1セットの実験器具を扱う生徒を2名までとするなどして実施する。また、実施の際は、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行う。
 - ・歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないよう、窓や壁に向かって、2m（最低1m）程度間隔を空けた横1列の隊形や半円の隊形を実施するなどの工夫を行う。また、活動以外の時間はマスクの着用を基本とする。
 - ・調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、1台の調理器具に2名までとするなどして実施する。実習で使用する調理器具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分その都度洗浄する。また、児童・生徒が対面で着席したり顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

※ 校内の感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。

- (例)
- ・グループや少人数等による話し合い活動
 - ・体育における身体接触を伴う活動
 - ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
 - ・家庭科における調理実習

イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- 熱中症事故の防止に係る別途通知を踏まえ、熱中症に留意するとともに、児童・生徒等の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。
- 可能な限り屋外で実施する。体育館や武道場で実施する場合は十分な換気を行う。
- 体育館や武道棟の入口にアルコール消毒薬を設置し、手指消毒を徹底する。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。[令和4年5月24日付事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」](#)（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）を踏まえて対応する。
- 更衣室は、定期的に換気するとともに児童・生徒等を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間での使い回しは

極力避ける。

- 柔道での攻防、器械運動での補助など、飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒等の安全を確保することができないと判断する場合は、状況に応じて、実施を控える。
- 水泳授業については、[令和3年4月9日付事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」](#)（スポーツ庁・文部科学省）のとおり、次の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討すること。

- ①プール水の遊離残留塩素濃度は、プールのどの部分でも基準の濃度となるよう管理し、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓などを適宜消毒する。屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行う。
- ②毎朝の検温や健康観察により学習前の児童・生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童・生徒の水泳授業の参加は見合わせる。
- ③授業中、児童・生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一齐に大人数の児童・生徒が入らないようにする。プール内だけでなく、プールサイドでも児童・生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにする。*
- ④授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童・生徒が密接する活動は避ける。
- ⑤更衣室については、児童・生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一齐に利用させず少人数の利用にとどめる。
- ⑥児童・生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導する。
- ⑦以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童・生徒や保護者の理解を図る。
- ⑧幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記①～⑦を十分に踏まえた対策を講じる。

※プール内やプールサイドでの児童生徒の間隔については、必ずしも常時「2m以上」ということではなく、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（[「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」](#)（2022.4.1 Ver.8 文部科学省）p.17）で示す目安も参照の上、地域の感染状況に応じて対応すること。また、これらはあくまで目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。

※[スポーツ庁のウェブサイト「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」](#)も参考にすること。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm



ウ 体育以外の授業を実施する場合の注意事項

- 調理実習をする場合は、衛生管理を徹底し、多くの児童・生徒が密集しないよう配慮する。
- 児童・生徒等が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

工 体育館等で学年会や校内行事等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒等のみとし児童・生徒等同士の間隔をおおむね2m（最低1m）確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。
- 校庭での実施や放送設備等を活用した各教室での実施など方法等の工夫も考える。

オ 学校給食および昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 換気を適切に行い、喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、例えば机を向かい合わせにしないなどの座席を工夫や、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控えるなどの指導を行う。
- 校内の感染状況などを踏まえて会話の可否を判断する。また、学級の中には、会話をしたい児童・生徒と会話を控えたい児童・生徒がいることを念頭に置き、例えば学級内でルールを話し合っ決めて決めるなどの取組が求められることに留意する。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒等全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、マスクは喫食直前に外し、着用していたマスクを布またはビニール袋等に入れて適切に保管することや、喫食後の歓談時にはマスクを着用するよう指導する。
- 回し飲みは接触感染のリスクがあるため行わない。

カ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、十分な換気を徹底する。
- 児童・生徒等が、互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

キ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行き、清掃前後は、必ず流水と石けん（ハンドソープ）等を使用して手洗いを行うよう指導する。

※新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた活動は、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童・生徒が行っても差し支えない。

ク 健康診断の実施

- 実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に十分に相談し、可能な限り速やかに実施する。その際、以下の点に注意する。
 - ・会場は十分に換気する。
 - ・会場には一度に多くの人数を入れない。
 - ・整列させる際には2m（最低1m）の間隔を空け、密集しないようにする。

- ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
- ・会場では会話や発声を控える。
- 結核検診や心臓検診、腎臓・糖尿病検診については、可能な範囲で先行して実施する。
- 検査に必要な器具を適切に消毒する。

ケ 児童・生徒等への注意喚起

次の注意事項について、ホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を確実に実施する。

- 活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用、手洗いの励行
- 3つの「密」を避けた行動（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面という3つの条件のある場をできるだけ回避）

(5) 部活動を実施する際の留意点

ア 基本的な考え方

次の点に留意し、手洗い、消毒、マスク着用、十分な換気、近距離での大声を徹底的に避ける等、感染症予防策を徹底した上で実施するものとする。

- 「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」を遵守し、不用意に長時間となることがないように活動時間に配慮する。
- 児童・生徒等の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して活動計画を作成し、実施内容や方法を工夫するとともに、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- 部活動の日時や実施内容をあらかじめ児童・生徒等および保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、児童・生徒等に自らの体調管理を確実に実施させる。
- 感染状況に応じ、感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても、生徒の安全を確保できない場合は実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、それぞれの特性に応じた感染症対策を講じる必要があるため、各団体が作成するガイドラインを遵守する。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。なお、文化部活動も含め、部活動中にマスクを外す際は、生徒間及び教職員と生徒間の距離をおおむね2 m以上確保するとともに、不必要な会話や発声を行わないようにする。
- 使用する楽器や用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避ける。活動中にすぐに手指消毒ができるようにアルコール消毒薬等を近くに設置する。

- 屋内での活動場所、更衣室や部室は、定期的に換気するとともに、感染状況に応じ、児童・生徒等を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 不要な飲食は避ける。
- 児童・生徒等の健康・安全の確保のため、教職員等や部活動指導員が、地域の感染状況や児童・生徒等の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫するとともに、部活動の実施状況を確実に把握する。
- 児童・生徒の体力の現状を踏まえることや熱中症等への対応を取りながら対外試合・合同練習の活動を可とするが、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性については校長が慎重に判断する。実施する場合は、必ず、児童・生徒等および保護者の同意書を得ること。また、学校として責任をもって、会場等への移動時や会場での更衣室および会議室等の利用時など、スポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。

イ 活動時間および休養日

「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」を遵守する。

- 活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）および長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日は、週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日）
※週休日等に実施する場合には、昼食時間を避けて活動時間を設定する。

ウ 対外試合や大会参加等について

- 中体連・中文連が主催する大会については、各競技部等の動向に応じ、大会が実施される場合は、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について校長が慎重に判断する。
- 大会等に参加をする場合は、必ず、児童・生徒等および保護者の同意書を得る。
- 参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、会場等への移動時や食事時、会場での更衣室および会議室等の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等を実施する場合は、校長の責任の下、実施の可否を判断する。
- 定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に配慮する。
 - ・出演予定の児童・生徒の健康状態を把握するとともに、発熱や体調不良等がないことを確認する。
 - ・緊急時には参観者へ速やかに連絡できるよう、参観者全員の緊急連絡先の情報を把握する。
 - ・外部施設を借用して定期演奏会等を実施する場合は、施設管理者等における新

型新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づいて実施する。

- 以上のほか、[令和2年9月3日付通知「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」](#)（文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・スポーツ庁次長）を踏まえて対応する。

(6) 教育活動の実施に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

(ア) 支援が必要な児童・生徒等の早期発見・早期対応に向けた取組

コロナ禍で、今後の見通しがもちづらい状況下において、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、児童・生徒等が通常とは異なる様々な不安、漠然とした不安や深刻な悩みを一人で抱え込んでしまう心配があるということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧に心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のために、児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒等については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒等に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。

特に、成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒等に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応する。

また、必要な児童・生徒等から、スクールカウンセラーによる面接を実施するとともに必要に応じて、品川学校支援チーム（HEARTS）等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

(イ) 学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒等に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。特に、中学生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒等の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(7) 感染した児童・生徒の心のケア等

校長講話や学年集会等において、その時点で流行している変異株の感染状況やその脅威を正しく理解させるとともに、誰でも感染する可能性があり、仮に感染しても自分を責めたり、周囲の児童・生徒がそのことを非難したりすることがないよう、指導を徹底する。

参考

夏季休業日明けにおける児童・生徒の自殺予防に係る取組を徹底するため、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応におけるポイントや、全ての児童・生徒の自己肯定感を高める取組の意義、児童生徒に伝える言葉かけ例、教職員の心の健康の重要性等について紹介しています。

◆令和4年8月22日付4教指企第791号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

長期休業日前・中・後における児童・生徒の自殺予防に係る取組を徹底するため、支援が必要な児童・生徒の早期発見における視点や、自殺予防における学校と医療機関の役割、自殺直前のサインと対応のポイント、教職員の対応力の向上に向けた取組等について紹介しています。

◆令和4年6月29日付4教指企第564号「[キーワード 自殺予防『ケアとキュア』子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために](#)」（東京都教育庁指導部）

児童・生徒の自殺予防に向けた取組を徹底するため、支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のための児童・生徒対象アンケート、教職員用チェックリスト、児童・生徒等が相談できる相談窓口一覧等の資料について紹介しています。

◆令和3年3月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

令和3年5月10日に公表された文部科学大臣のメッセージを案内するとともに、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料『自分を大切にしよう』」等、学校組織全体で児童・生徒の自殺予防に係る取組を確実に実施するための教材や参考資料を紹介しています。

◆令和3年5月11日付事務連絡「児童・生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣メッセージについて」（東京都教育庁指導部指導企画課）

保護者等が、子供の変化に気付くポイントや、気になる様子が見られた場合の対応等について理解できるようにするための保護者向けリーフレットです。家庭等における児童・生徒等の見守りについて依頼する際に活用できます。

◆[保護者向けリーフレット『『どうしたの?』一声かけてみませんか～子供の不安や悩みに寄り添うために～』](#)（令和2年9月）

（東京都教育庁指導部指導企画課・東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課）

スクールカウンセラーによる全員面接を実施する目的「つなぐ、和らげる、深める」、効果的に実施するためのポイント、参考資料を紹介しています。

◆令和4年4月8日付4教指企第51号「スクールカウンセラーによる全員面接の実施について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。

- 「人権教育プログラム（学校教育編）令和4年3月」の「感染症に関わる人権問題」（p.173～175）や「人権教育プログラム（学校教育編）令和3年3月」の「人権尊重の精神をはぐくむための指導法の工夫」（p.91）に掲載されている参考資料や実践事例等を活用し、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないよう、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- [「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」（東京都教職員研修センター）](#)、[新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて（令和2年8月25日 文部科学大臣からのメッセージ）](#)等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- 児童・生徒等や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（いじめ相談ホットライン、SNS相談等）に相談するよう、適宜周知する。
- 品川わくわくスクール「[新型コロナウイルス感染症がもたらすもの](#)」や文部科学省作成の「[新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト](#)」を学校での指導で活用し、差別・偏見等の防止に向けた取組を進める。

参考

新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料です。

- ◆ 令和2年6月3日付2教セ開第47号「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料の配布について（通知）」（東京都教職員研修センター）

[新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等について考える漫画形式・アプリ教材を都教育委員会ホームページに掲載しています](#)。授業や家庭学習における活用を通して、児童・生徒が、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等を受けたときや、見たり聞いたりしたときなどに、どのように対処すればよいかを考えるとともに、相談することの大切さについて理解できるようにしています。

- ◆ [漫画形式教材「ワクチンを打ちたいけど...。」](#)（日本語版）

新型コロナウイルスのワクチン接種に関連するいじめや偏見、差別によって苦しむ男子生徒の話

- ◆ [漫画形式教材「相手の今を思うと...。」](#)（日本語版、英語版、中国語版、韓国語版）

身近な人が新型コロナウイルスに感染した際、どのように接したらよいかを考える生徒の話

- ◆ [漫画形式教材「まるでウイルスみたいに...。」](#)（日本語版、英語版）

新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別によって苦しむ生徒の話
(東京都教育庁指導部指導企画課)

新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別等を防ぐため、改めて学校における発達の段階に応じた指導を確実にを行う際の参考資料、児童・生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ、偏見や差別に悩んだ場合の相談窓口を紹介しています。
◆令和3年4月9日付3教指企第90号「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について(通知)」(東京都教育庁指導部指導企画課)

(7) 熱中症の防止

令和3年5月12日付3教指企第245号「熱中症事故の防止について(通知)」等を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図る。

- 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体および指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- 児童・生徒等の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期または中止等の柔軟な対応を検討する。
- 活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。また、熱中症の疑いがある症状がみられた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童・生徒等および教職員は、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行う。特に、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。
- 登下校時など屋外で一定の距離が確保できれば、マスクを外すなどの指導を行う。

(出典：厚生労働省)

4 登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について

ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童・生徒等について

ア 厚生労働省の水際対策「日本入国時の検疫措置」に従う。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

イ 入国時の検査結果等による措置のため、登校できない場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」または「非常変災等児童・生徒等または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 児童・生徒等および同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときについて

ア 児童・生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときについては、念のため登校を控えさせ、完治するまでは「出席停止」の措置を取る。

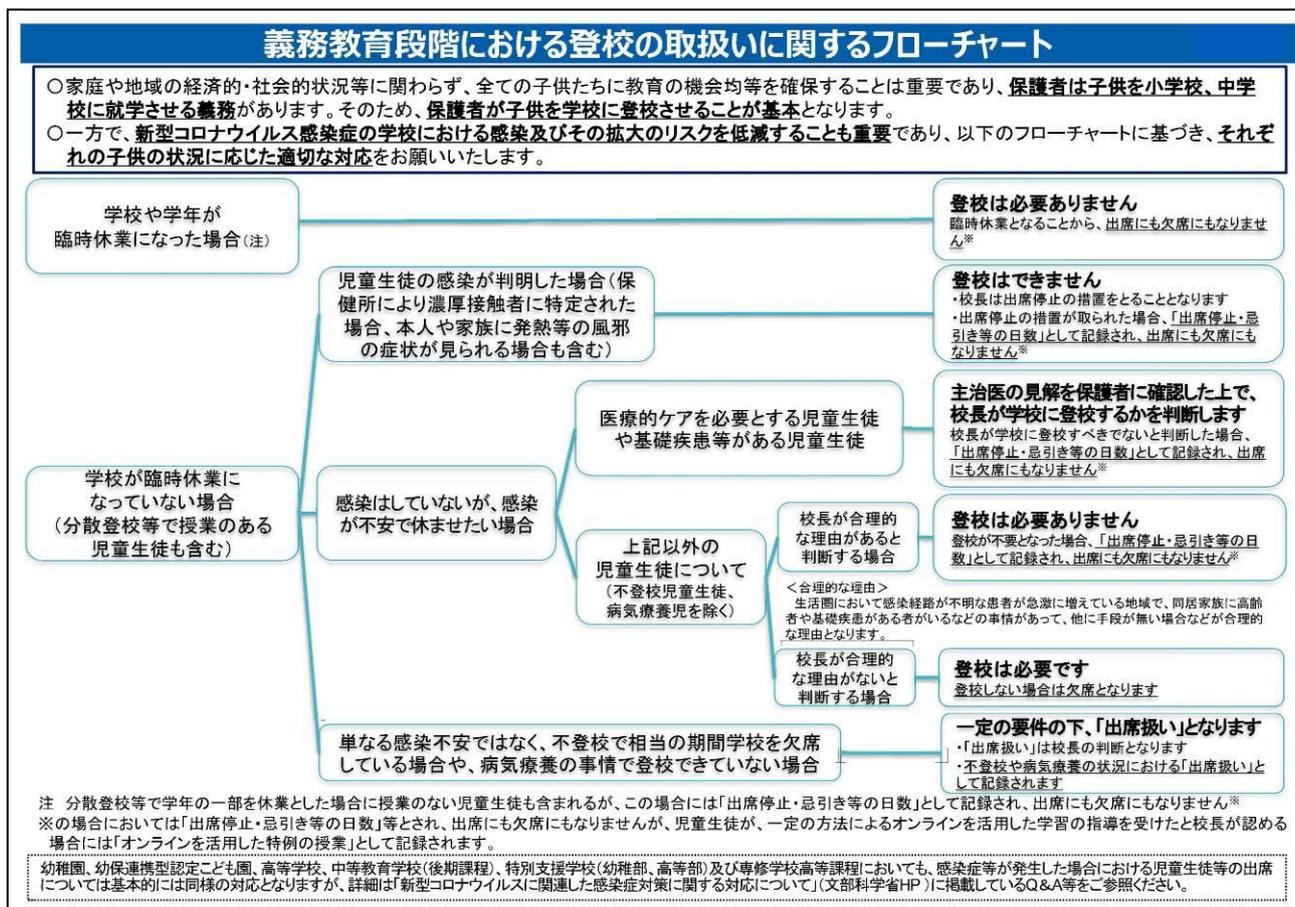
イ 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときについては、特措法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象となっている都道府県に相当する感染状況である地域、感染の拡大に注意を要する地域や感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域においては、出席停止の措置を取る。ただし、医師の診断により、症状の原因が新型コロナウイルスによるものではないことが明らかな場合は、児童・生徒等の登校は可能である。

(4) 感染症の予防や不安により、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について

ア 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防や不安により、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題について個別に対応を行う。

イ この場合の出欠の扱いについては、校長の判断により、「出席しなくてもよいと認める日」として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「出席停止・

忌引等の日数」として記録するとともに、オンラインを活用した学習活動を行った場合は、オンラインを活用した学習を行った日数について個別に記録する。



(参考：令和3年5月18日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて(周知)」(文部科学省)より)

5 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童・生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童・生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能である。

(2) 副反応が出た場合の児童・生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童・生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童・生徒や保護者から状況を聴取し、校長が適切に判断する。

(3) ワクチン接種に関連した差別やいじめの防止

新型コロナワクチンの接種を受けるまたは受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては児童・生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

- ワクチン接種は強制ではないこと
- 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること

(4) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点

接種の強制につながることのないよう、児童・生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと。

6 実施する教育活動等について

(1) 学習活動・学校行事について

- 交通機関の利用を伴う校外学習・学校行事を実施することは可とするが、意義や目的に照らし、その必要性については慎重に判断する。実施をする場合は、必ず保護者から確認書を得ること。
- 外部の者を招聘して行う行事や学習を実施すること可とするが、意義や目的に照らし、その必要性については慎重に判断する。また、感染状況に応じてリモートによる開催や少人数のグループに分けての開催など実施形態の工夫について検討すること。
- 学校公開等の行事を実施する場合は、開催の目的を校内で再確認したうえで、対象・時間・場所・方法等を工夫して、感染拡大防止に極力配慮して実施する。リモートでの実施の検討や対象を限定することや参加人数を制限したり、学年や学級ごとに開催したりするなど、
- 学年集会（朝礼）は、感染症対策や熱中症対策を十分に講じた上で、方法等を工夫して実施する。
- 児童・生徒会活動や委員会活動、クラブ活動は、活動内容や協議事項を精選し、効率的に短時間で行えるように工夫する。感染状況に応じてタブレットや放送設備等を活用して、各教室で実施する等の工夫をする。
- 保護者会については、集まって実施する場合は学年や日程を限定するなどした上で、3密が同時に重なることを徹底的に回避し、短時間で実施する。感染状況に応じて、オンラインでの実施も検討する。
- PTA活動や校区教育協働委員会については、3密を避けた形態で実施できるようにPTA会長や委員長と連携する。感染状況に応じてオンラインでの実施も検討する。
- 全ての教育活動において、換気・手洗いなどを徹底するとともに、3密が同時に重なることを徹底的に回避するなど、安全に実施できるようにする。

7 緊急事態宣言期間中の教育活動について

区立学校においては感染予防を徹底し「通常登校」を継続することを基本とするが、教育活動を実施する上で、より一層慎重な対応が求められる。

(1) 学習活動について

- ア 感染予防対策を講じてもなお飛沫感染の可能性の高い、次の学習活動は行わない。
- ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒等が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」および「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・理科における「児童・生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・音楽における「室内で児童・生徒等が近距離で行う合唱や斉唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の呼吸を用いた楽器による演奏」
 - ・図画工作、美術における「児童・生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童・生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育、保健体育における「児童・生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり、接触したりする運動」
- イ 学習の動機付けや協働学習など、対面により体験できる活動があることから、距離をあけての発表、1人1台のタブレット端末を活用した意見交流など感染防止に努め、創意工夫により実施する。
- ウ 学年を越えた教育活動は実施しない。また、十分な感染予防対策ができない場合には、複数学級合同で行う教育活動は実施しない。
- エ 外部との接触や交流は避ける。外部講師を招聘した校内での講演は、オンライン会議システムを活用した方法に変更するなど工夫して実施する。

(2) 学校行事について

- ア 児童・生徒が学年を越えて一堂に集まって行う行事は中止し、オンライン会議システムを活用して代替するなどの工夫を行う。
- イ 校外学習については、公共交通機関を用いない徒歩圏内の実施とする。貸し切りバスを利用する場合は、都内に限った実施とする。ただし、一般客や他校の利用により、行き先の感染リスクが高くなると判断した場合は校外学習を延期する。
- ウ 学校公開、保護者会については延期またはオンライン会議システムを活用する。ただし、児童・生徒に対する進路や生活指導での個別面談はこの限りではない。
- エ 家庭訪問については、家庭の所在地を確認するとともに、担任が家庭を確認したことが分かるように郵便受けへ便りを投函したり、インターフォン越しに挨拶したりする。また、家庭訪問は保護者や児童・生徒からの相談を受ける機会でもあるため、相談がある場合には後日電話等にて相談できる旨を保護者に周知する。
- オ 運動会や球技大会などの健康安全・体育的行事、学習発表会や作品展示会などの文化的行事については、延期を検討する。予定の日を実施する場合でも、保護者・

地域の理解を得た上で、学年別に実施することや児童・生徒同士の接触がない種目・演目とするなどの工夫を行うとともに、参観者について人数の制限をかけることやオンライン会議システムを活用するなどの工夫を行う。なお、飛沫感染のリスクの高い合唱や吹奏楽の演奏は行わない。

(3) 部活動について

- ア 感染予防対策を講じた上で、個人練習のレベルで実施することができる。
- イ 飛沫感染の恐れがある活動は禁止し、練習試合を含めた対外試合は行わない。
- ウ 中体連主催の大会には、保護者の同意を得た上で参加することができる。

(4) 特別支援教室等について

- ア 特別支援教室の指導は実施する。障害の特性によってマスクができない児童・生徒に対しては人同士の距離を十分確保するなどの配慮を行う。
- イ 通級指導学級および適応指導教室（マイスクール）等の指導は実施する。ただし、公共交通機関を利用する児童・生徒については、時差通学を求め、通級時の密を避けるよう配慮する。

8 まん延防止等重点措置期間中の教育活動について

まん延防止等重点措置期間中については、7の緊急事態宣言期間中の対応に準ずるが、学校の実態に応じて、できる限り感染リスクを低減するよう対策を講じた上で、保護者の理解を得ながら教育活動を実施することができる。

II 臨時休業編

今後も、感染症による学級閉鎖と学年閉鎖が起こることを想定し、日頃より以下の対応に備えておくことが大切である。

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

なお、基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による3密を避ける工夫などにより学校運営を継続する。

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと 確認できるまで
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校医への相談、教育委員会への報告を行う（児童・生徒等は学務課、教職員等は指導課）。

なお、保健所に相談する場合は、教育委員会を経由すること。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

エ 濃厚接触者は、新型コロナウイルス感染症患者と接触があった日を0日とし、5日間の行動の自粛と健康観察を行う。（状況によっては、14日間となる場合もある。また期間は変更されることがある。）なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することができる。ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い方との接触や施設・医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行う。

(2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第 19 条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とする。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで (医療機関ないし保健所の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染者について接触歴等の情報をまとめ、学校医への相談、教育委員会への報告を行う(児童・生徒等は学務課、教職員等は指導課)。なお、保健所に連絡をする場合は、教育委員会を経由すること。

ウ 感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局(保健所を含む。)と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部または全部を休業する場合がある。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等および教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察票を提出させ、教職員等には健康状態に問題がないか確認する。

オ 感染者の行動範囲等について、保健所から消毒の指示がある場合には、その指示に従い消毒する。また、当該感染者が活動した範囲を特定して、当該感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

消毒は9ページに記載の「学校における日常的な消毒の方法について」を参考に行う。

なお、当該感染者が使用したトイレについては、消毒用エタノールまたは通常の 0.05%よりも濃度が高い 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒を行う。

(3) 学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業の基準

各学校（小学校・中学校・義務教育学校）においては、令和3年9月10日付事務連絡「品川区立学校の学級閉鎖等の取扱いについて」（学務課発出）に基づき、以下のとおり対応する。

ア 学級閉鎖等の基準

新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業については、[令和3年8月27日付事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）](#) および令和3年9月1日付3教学健第393号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた都立学校における臨時休業・出席停止等の考え方について」（都立学校教育部長）を参考に、学校種や施設状況、教室配置の状況、教育活動の状況を踏まえ、総合的に判断する。

参考

<学級閉鎖>

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認されたものが1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者が必要と判断した場合
(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)
- 学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断する。

<学年閉鎖>

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

<学校全体の臨時休業>

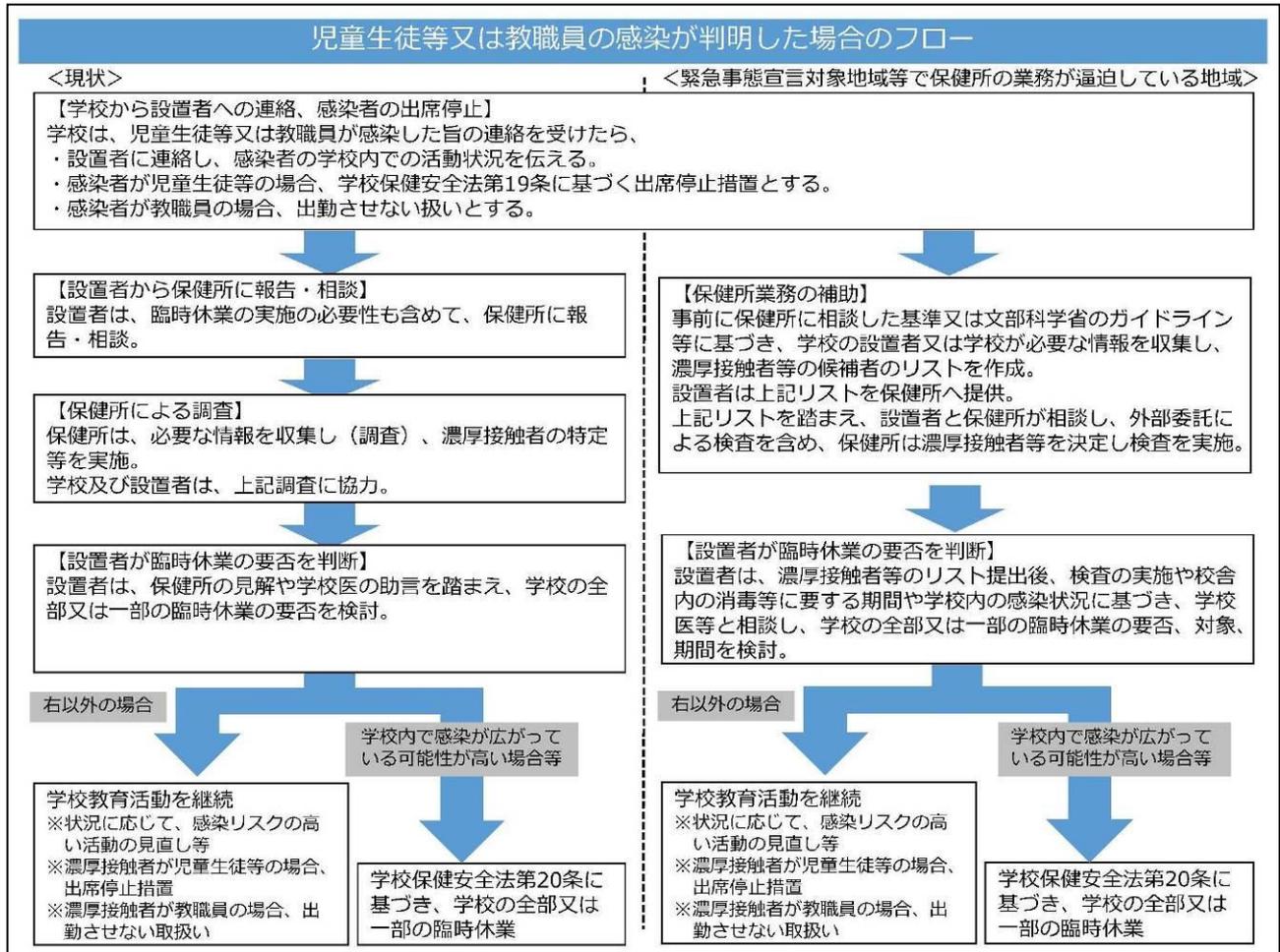
- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

イ 学校の対応

学校は、濃厚接触や感染の状況、児童・生徒の活動状況などから広く全体を把握し、感染が広がっている可能性が高く、学級閉鎖等が必要と思われる場合は、学校医の意見を聞き、速やかに教育委員会事務局学務課へ連絡を行う。

ウ 学級閉鎖等の決定

教育委員会事務局学務課は、上記アおよび地域・家庭の感染状況や学校の状況等を勘案し、学校、学校医、保健所等の意見を聞いて、感染が広がっている可能性が高いと考えられるときは、学級閉鎖等の決定を行う。



(参考：[令和3年8月27日付事務連絡「学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」](#)（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）より)

2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部または全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細やかに対応する必要がある。

